

東日本大震災から既に2年、被災地からは、復興が依然進まないという悲鳴！ 同じ日本人としてこの2年間何ができたのだろうか？ 鳥取も洪水・地震・火災の大災害の際、多大な支援をいただいた。先人の努力をさらに先に繋ぐために何をすべきだろうか？ 地方に求められているものは何か？ 自分たちで考えよう！ 鳥取を住民主体の自立した温かいまちに！

考えよう！ 鳥取市のまちづくり。

満開の桜も映える鳥取市のシンボル久松山

太田ゆかりの思い—鳥取市議会での一般質問など①

平成23年9月鳥取市議会定例会
平成23年9月5日

質問の要約

しゃんしゃん祭を市民が楽しめるものとするために行政ができることは？

しゃんしゃん祭について

所管部：教育委員会

- ①鳥取市長の祭りに対する考え方について
- ②しゃんしゃん祭の実態及び従来からの課題について
- ③第47回しゃんしゃん祭での試みとその効果について
- ④企画・運営・PR・会場整備の現状と課題について

太田ゆかりの発言

ほかの地域では、祭りが終わったらすぐに来年の祭りの準備を始めますが、しゃんしゃん祭は内容の決定が遅い。観光に携わる方からもPRが遅いなどの意見があります。事前の予算執行手続が難しいために準備が遅れているのだと考えますが、ディズニーを招致したときには「債務負担行為(2面コラム参照)」という特殊措置を行い対応しました。市民のためにも何等か同等の措置ができないのでしょうか？

しゃんしゃん祭は、祖先を供養する盆踊りに端を発していると思います。本来は踊ることに意味があります。踊りを通して地域への愛着・歴史・文化への誇りがはぐくまれます。しゃんしゃんウイークのような派手さよりも、地元の踊り手が踊りやすくなる環境を整えていくことが先決だと思います。例えば音響・照明・清掃、環境の整備などを解決し、沿道と踊り手が一体となることで、本当の意味での「市民主体の祭り」だと感じることができると思います。

太田ゆかりはこう思う。

各地の方々、芸人やマスコットキャラクターを招待することの全てが悪いとは言えない。が、地元住民が押やられたのでは意味がない。ものごとには順序があるのでは？



市民が主体！ 鳥取しゃんしゃん祭

質問の要約

50年前にも市庁舎整備に関して同じような議論があったが、今回は昔の議論から何かを学んでいるのだろうか？

鳥取市庁舎整備について

総務部、庁舎整備室、企画推進部、教育委員会

- ①登録文化財制度について
- ②耐震性について
- ③鳥取市民会館について
- ④市民への情報発信について
- ⑤市民が主役のまちづくりについて
- ⑥鳥取市自治基本条例について
- ⑦合併特例債について

太田ゆかりの発言

昭和37年～39年ごろの鳥取市議会議事録に市庁舎整備に関する議論があります。50年前の当時も今と似た議論が交わされています。今回は、市民の意見を取り入れて市庁舎移転構想をまとめたこと市長は述べていましたが、このたび市民から住民投票条例制定請求が提出されました。

太田ゆかりはこう思う。

市の市庁舎整備の進め方に対して、多くの市民は納得していない。市長の言う市民の意見とは一体何なのだろうか？ 昔の方が真剣に議論していたように思えるのは何故だろうか？

当然50年前は鳥取市自治基本条例は存在しませんでした。請願や署名運動が生まれても、さらに合法的な住民運動に発展できませんでした。今回の住民投票条例制定請求は鳥取市自治基本条例に基づいて行われたものでした。この自治基本条例によってマル・パツで決着をつけるシンプルな住民投票案に市民は救われたと思ひ、署名活動が広がったと思います。

太田ゆかりはこう思う。

市民に対案を求められればそれを練るのは市長の役割です。議会は市民の代弁者。市民の要求に応え、具体的な実施案を示すのは行政。そして行政の実施案を市民に代って監督するのは議会。これが行政と議会の本来の関係だと思います。

平成23年12月鳥取市議会定例会
平成23年12月9日

質問の要約

鳥取市の市報の内容や編集形態に疑問を感じ、市の情報発信のあり方について質問しました。

鳥取市の情報発信について

庁舎整備室、企画推進室

- ①情報発信の方法について
- ②情報発信の公平性について
- ③天皇陛下下幸に関する情報発信について

太田ゆかりの発言

去る10月30日、第31回全国豊かな海づくり大会鳥取大会が、天皇皇后両陛下に御臨席賜り、盛大に開催されました。大会のコンセプトに「鳥取県の豊かな自然、環境を守り、育てていく気持ちを次の世代へ繋げる礎となる大会とする」とありました。この歴史を大切に、次世代へつないでいくことは何においても大切なことです。

両陛下が鳥取を行幸され、この庁舎を訪問されたことは、鳥取市民にとって大変光栄であり、新たな歴史を刻みました。また、天皇陛下をお迎えできる、耐震的で安全な庁舎であることが明らかです。

太田ゆかりはこう思う。

耐震性が不足で危険と言って“市庁舎を建替えたい”と言っているその市庁舎に天皇陛下をお召きした。つまり市庁舎の危険性はかなり低いということの意味しているのでは？

鳥取市報は倉吉市報と比べると、天皇陛下ご来訪に関する記述が実に少なく、最初の記事には市庁舎移転を推奨する情報が記載されています。

太田ゆかりはこう思う。

天皇陛下ご来訪に感謝する市民は少ない。市民の気持ちと市報の記述内容が大きく違っているのは市の情報発信に関するルールが未確立なためではないでしょうか？

(市報は、移転の経済効果を繰り返し載せているが、移転による市の空洞化の社会的・文化的な影響について何一つ語っていない。東日本大震災の教訓として市庁舎機能の分散化が議論されているのに鳥取市報では市庁舎の統合化を主張している。バランス感覚にズレがあるのは何故だろうか？)

ご意見、ご要望をお聞かせください。

鳥取市のあり方や、具体的な政策を提言し、社会に問いかけていきます。また「議会報告」日々思うことを発信中。ぜひ一読ください。
鳥取市議会議員太田ゆかり事務所
〒680-0022
鳥取市西町1-106 和光ビル内
FAX 0857-26-1152
Eメール info@engawa-yukari.com

SNS やっています。

engawa_yukari
engawa_yukari

住民投票を尊重し丁寧な議論を

昨年5月に住民投票結果が出た。住民投票の実施は、市民の方々の大変な努力の結果だ。そもそも、忽然と市庁舎を駅周辺に新築するという方針に市民の多くが驚いた。

中心市街地活性化協議会の提言をはじめとし、長年まちづくりに関わってきた方々も寝耳に水。歴史資料をひも解いてみると、現在の市庁舎が新築されるにあたって場所の決定について議論があった。現福祉文化会館・久松公園などが候補に挙がり、結果現地に決定された。そのときから敷地の狭さは懸念されており、周辺の土地を購入し、敷地を拡大することが条件に付け加えられ、土地を所有していた市民の方々の理解と協力により現在の敷地が確保されている。そして平成に入り大工町の道路拡幅を行い、平成に入ってから、江戸後期に建設された貴重な町屋まで取り壊された。このように何年もかけて計画されたことを変更するのは先人の努力を無駄にすることであり、鳥取市をどんなまちにしていきたいのかというビジョンが見えない。

本来住民投票は、自治体が行うことに対して、「賛成なのか、反対なのか」というシンプルなものであるべきで、今回鳥取市が実施した住民投票には様々な要素が含まれ過ぎてわかりにくくなり混乱を招いている。

ただ、結果は現地耐震補強となったのだからシンプルに考えればよいと思う。耐震補強について様々な意見がある。しかし、昭和56年以前建設の新耐震基準に準じてない建造物は一律に耐震力が不足しているといわれているが、私は東日本大震災後の郡山市や被災地を訪ねて、丁寧に施工された古い建物は殆ど無傷で、新耐震基準に準じているという新しい建物が数多く壊れたことを自分の目で確認した。古い建物は危険という形式的な耐震診断に大いに疑問を持った。

耐震補強の方法も東日本大震災後研究され、全国様々な取り組みや事例がある。古い建物は耐震性が足りないとはいえない理由で壊して新しくするのであれば、日本中の建物を新築しなくてはならない。あまり乱暴な議論でなく、丁寧な議論をするべきだと私は思う。

縁がわからひと言



太田ゆかりの思い—鳥取市議会での一般質問など②

用語解説

債務負担行為

債務負担行為は、地方自治法第214条に規定されていますが、1つの事業や事務が単年度で終了せず、後年度においても「負担=支出」をしなければならない場合には、議会の議決を経てその期間と額を確定するものです。例えば、建設工事で3年度に渡る工事契約を締結する場合には、例えば1年度目100万円、2年度目150万円、3年度目200万円などとして、全体の期間と負担額を確定させ、後年度の負担を確約するものです。

歴史まちづくり法「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

(愛称：歴史まちづくり法)

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。「歴史まちづくり法」は、このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。平成20年5月23日に法律第40号として公布され、11月4日に施行されました。

この法律は、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」(「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(第1条)と定義されています。)の維持及び向上を図るために制定されたものです。

◇現在、様々な理由で歴史的な建造物などが急速に減少してきており、「歴史的風致」が失われつつあります。こうした状況を踏まえ、文化庁行政とまちづくり行政が連携し、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律が、この歴史まちづくり法です。

歴史まちづくり法は、一定の文化財(重要文化財、史跡・名勝、重要有形民俗文化財として指定された建造物、重要伝統的建造物群保存地区)を持つ市町村であれば、文化財のある区域に限らず、その周辺にある文化財の無い区域を含めた広い区域(重点区域)のなかで、歴史的風致を向上する市町村の計画を誘導する法律で、市町村の計画を国が支援する制度が用意されています。

【参考】文化庁・国交省ホームページ

平成24年6月鳥取市議会定例会

平成24年6月18日

質問の要約

鳥取駅前のシェルター建設計画の「不可思議さ」について質問をしました。

鳥取市のまちづくりについて

所管部：都市整備部・経済観光部・農林水産部・教育委員会

- ①中心市街地及び鳥取駅周辺の整備計画について
- ②太平洋線シェルター整備計画の及ぼす影響について
- ③駅南の歴史遺産(鳥取鉄道記念公園)について
- ④地場産業の振興について

太田ゆかりの発言

平成24年5月20日に行われた「鳥取市庁舎整備に関する住民投票」の結果、第2号案「現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成」が4万7292票を得て大差で可決されました。

住民投票の結果、市庁舎移転がなくなった今、鳥取市のまちづくりについて、特に駅周辺の整備計画について見直し、検討し直す必要があるのではないのでしょうか。

太田ゆかりはこう思う。

これに対する市側の回答は、「駅の北口・南口にわたって駅周辺をしっかりと再生していくことは重要な課題であり、駅周辺再生基本計画にのっとりまして、今後とも適切に推進する必要がある」と市庁舎移転を前提とした駐車場建設計画すら見直そうとしていません。

■太平洋線シェルターについても質問

火災時のときにどのような対応を考えていますか。例えば初期消火活動、シェルターの開閉、市民誘導、市民の安全確保などは地元・商店街が行うのですか？ 消防法8条によると、管理者が消防訓練を行わねばならないのですが、消防訓練は、鳥取市が責任をもって行うのですか。災害時の責任の所在をお聞かせください。

太田ゆかりはこう思う。

質問は住民協定の締結前でしたが、防災面での住民負担がかなり大きいことを指摘しました。また、シェルターの活用にしても市の多額の補助金がなければ出来ない仕組みに疑問を提示し、市側のハコモノ行政に疑問を呈しました。

平成24年9月鳥取市議会定例会

平成24年9月11日

質問の要約

城下町鳥取のまちづくり、市民との合意形成の方法について質問しました。

久松山と城下町鳥取のまちづくりについて

所管部：鳥都市整備部・教育委員会・農林水産部

- ①久松山散策ルートについて
- ②城下町鳥取の歴史まちづくりについて

太田ゆかりの発言

パンフレット「鳥取城 攻防戦跡をめぐる」の発刊によって久松山を散策する市民の方が多くなったようです。樗谿から太閤ヶ平のルートは非常に歩きやすく整備され、最近では正面からまっすぐ上がる道も整っています。ただ、長田の谷や栗溪から上がる

ルートは倒木も多く、歩きにくい。久松散策ルートについて現在どのような整備をしているか教えてください。

太田ゆかりはこう思う。

これに関して市側は「長田神社から山上ノ丸、二ノ丸から山上ノ丸に至る散策道が都市整備部、鳥取城跡及び太閤ヶ平の史跡が教育委員会」と管理の分担を回答しました。しかし実際に歩いている方は、「ここが都市整備、ここは教育委員会」と思って散策しません。管理者、所有者が相互に連絡をとり合って、安全に散策できる方法を検討すべきです。

鳥取城跡をはじめとして久松山にはたくさんさんの文化財があります。国の名勝庭園の観音院庭園、国の重要文化財の仁風閣、鳥取東照宮、そのふもとは由緒正しい神社、仏閣、武家屋敷などの歴史的建造物があります。鳥取のまちは昭和18年の地震と27年の大火によって、古い建物は少なくなっていますが、内堀も外堀も健全で、その間の城下町の町割りもしっかり残っており、江戸時代の古地図を持って歩けるまちです。

さらに、権現まつり、聖神社、立川稲荷神社などのお祭りもその中で行われ、人々の生活と城下町は密接な関係を持っています。

このような良好な歴史的景観を維持向上させ、地域を一層元気にしようとするのが「歴史まちづくり法^{*}」です。この法律は鳥取のためにあると言っても過言ではありません。この歴史まちづくり法の活用に基づく歴史的風致維持向上計画の策定について、現在の取り組みを伺います。

太田ゆかりはこう思う。

市側からは「前向きに検討している」という回答があったが、実は平成22年12月の市議会定例会でたずねた際も「前向きに検討」という回答。鳥取市にとって重要な城下町のまちづくりが進められているとは言えません。



立川町1丁目町家「岩田邸」

平成24年12月鳥取市議会定例会

平成24年12月7日

質問の要約

市長は記者会見で「耐震改修という方向がはっきりした」と述べたが、現在も気持ちは変わらないか市長に尋ねました。

市民・住民合意取得と行政の決定過程について

所管部：総務部・市庁舎整備部・都市整備部・教育委員会

- ①市庁舎整備について
- ②城跡整備計画と周辺文教環境整備計画について

太田ゆかりの発言

平成21年2月に現鳥取市庁舎の「耐震診断報告書」が提出されています。その後、

本庁舎の耐震改修について免震型耐震改修がすぐれているとの検討が行われているが、これは誰が、どのような根拠で決めたのか、お伺いします。

太田ゆかりはこう思う。

これは市議会議員選挙前^{*1}のことだったが、国土交通省の告示^{*2}によれば、免震工法のような高度な工法の採用に当っては構造計算適合判定が必要で、そのためには精密に地盤と建物の振動性状を調べねばならない。その調査なしに決められたというのは実に不可解。

現市庁舎がどのような建物かがはっきりわからなければ、免震工法の工法を選ぶことができません。これは特定行政庁の長である市長なら当然ご存じだと思います。精密な耐震診断をせずに構造計算適合判定というものはできません。この建物の特性をきちんと調べようとするということは、まさか市長は初めから「耐震補強しよう」と思っていたりはしないですよね。

太田ゆかりはこう思う。

松阪市庁舎では大変精緻な調査を行って耐震外皮を被せる工法を採用し、このことにより建設費を大幅に削減することが出来た。鳥取市は基本的な調査も行わないままに免震工法を採用しようとしています。工法は多様。そこから現市庁舎に適した耐震補強工法を選定するためには、地盤や建物の振動特性を詳しく調べなければ出来ません。

太田ゆかりの発言

「大手登城路計画」に伴うお堀端の「弓道場」取り壊しについて、市長の住民との合意形成手順を質問しました

弓道場は本来、武道館と一体のものであり、武徳殿以来の歴史的なゆえんも多く、簡単に取り壊しを行う施設ではない。取り壊すという話に関係者、近隣の住民は驚いています。大手登城路の計画に伴う西高への進入路となるということから、そもそも大手登城路計画がなければ、壊されることはないとおっしゃっている方もあります。

昭和46年3月に建設されて以来、この弓道場の景観は人々に慣れ親しんだ歴史的な景観ともなっています。この弓道場の取り壊しについて、検討会設置や市民の意見聴取を経て決定されたかどうか伺います。

太田ゆかりはこう思う。

この質問に対して市長は、「事実に対する議論を議場でするのはやめていただきたい」と非難したが、教育長から「検討委員会は開いておりません」と補足説明があった。新しい弓道場が出来るのだから以前の施設を取り壊すのは当然と市長は言うが、弓道具を持って自転車で移動するのは中学生に危険。また、市長は、大手登城路の計画については国の了解を得て進めている事業なので住民への説明会はしていないが、パブリック・コメントの手続きは行ない、今後更に情報発信し理解を得るよう努めるという。しかしこれでは順序が逆。市長にとっては住民合意よりも国や議会の了解の方が重要なのだろうか？

*1：平成22年11月の選挙 *2：国土交通省告示2000号「免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」